

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 1 日

高松法務局丸亀支局

登記官 野村和秀

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4701-2022-0102	仲多度郡琴平町上櫛梨字大歳 1 2 6 4 番 2